

がた がたかんえん きいん B型・C型肝炎ウイルスに起因する

かん じゅうどかんこうへんいりょうひ じょせい う 肝がん・重度肝硬変医療費の助成が受けられます



対象者	<p>とない じゅうしよ い か じょうけん み かと 都内に住所があり、以下のすべての条件を満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. B型又はC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療（*）を受けている方 2. 世帯年収が概ね370万円未満の方（生活保護受給者を除く） 3. 肝がん・重度肝硬変での指定医療機関への入院で申請月の前の11か月以内に高額療養費算定基準額を超えた月が3か月以上ある方 4. 肝がん・重度肝硬変治療の研究への協力に同意している方 <p>（*）都道府県が指定する医療機関（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関）に入院している場合が対象です。</p>
助成 ないよう 内容	<p>か こ げつくない にゅういんかんけいりょう こうがくりょうようひさんていき じゅんがく こ つき 過去12か月以内において、入院関係医療で高額療養費算定基準額を超えた月が4</p> <p>げつじょう がいとう ぼあい とうがいづき ほんじじょう いりょうひじょせい たいしやう かんじや じ こ か月以上に該当した場合、当該月が本事業での医療費助成の対象となり、患者の自己</p> <p>ふたん いりょうきかんべつ ほけんじやべつ まんえん じゅうみんぜいひ か ぜいせたい じ こふたん けいげん 負担を医療機関別・保険者別に1万円（住民税非課税世帯は自己負担なし）に軽減。</p>

しかくしやう しやう きやうふじやうけんきんがく ひ あ 視覚障がい者用ポータブルレコーダーの給付上限金額を引き上げました

しやう かと なんびやう かととう にちじょうせいかつ ふたん けいげん きやうふ にちじょうせいかつ
障がいのある方や難病の方等の日常生活の負担を軽減するために給付している日常生活

ようぐ しかくしやう しやう せんやう さいせいき きやうふ じやうけん きんがく
用具のうち、視覚障がい者用ポータブルレコーダー【専用再生機】の給付上限金額を

ひ あ
引き上げました。相談や申請は福祉相談課まで。

きやうじやうけんきんがく えん へいせい ねん がつ にち えん
旧上限金額→35,000円 平成31年4月1日から→48,000円

ふくしどうごうそうだんまどぐち じ き りやう 福祉総合相談窓口の磁気ループをご利用ください

ほちやうき りやう かととう そうだん かいわ き と
補聴器を利用されている方等が相談などの会話を聞き取りやすくすることができるように、市

やくしよ ふくしどうごうそうだんまどぐち じ き せつち
役所の福祉総合相談窓口の磁気ループを設置しています。

りやう きぼう かと まどぐち もう で
利用を希望する方は、窓口でお申し出ください。

ほちやうき も かと じゅしんき かしだし おこな
また、補聴器をお持ちでない方には、受信機の貸出も行っていきます。ただし、ろ

うあのかたについては、ご利用できない場合があります。



福祉 ふくしだより

だい かい へいせい ねん がつはっこう
第109回 平成31年3月発行

へんしゅう こまえしふくしほけんぶ
編集 粕江市福祉保健部

はっこう こうれいしやう か
発行 高齢障がい課

TEL 03-3430-1111 FAX 03-3480-1133

（「ふくしだより」題字：書道家 片山 子龍 作）

しんしんしやうがいしやいりやうひじょせいせいど しやう たいしやう せいしんしやうがいしや 心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象に「精神障害者

ほけんふくしてちやう きやう も かと ついか 保健福祉手帳1級」をお持ちの方が追加されました

いつから？ →平成31年1月1日

どうやって使うの？ →保険を扱う医療機関等で健康保険証とマル障受給者証を提示します。

65歳以上の方または65歳に到達する方について（経過措置）

◆経過措置対象者（次の1、2を両方満たす方）

- 1 平成31年1月1日時点で65歳以上の方又は64歳の方で同年6月30日までに65歳になる方（誕生日が昭和29年7月1日までの方）
- 2 精神障害者保健福祉手帳1級（※）をお持ちの方
※手帳交付日が平成30年12月31日以前で、かつ平成31年1月1日以降の有効期限が
残っている手帳に限ります。

◆経過措置対象者の申請可能期間

平成31年6月30日までは、マル障申請時の年齢が65歳を超えていても申請を受け付けます。

こうれいしや しやう しや か ぐてんどうぼうしき ぐとりつけしえんじぎやう へじ 高齢者・障がい者家具転倒防止器具取付支援事業を始めます

じしんとう さいがい ふたん そな じゅうやう
地震等の災害は、普段からの備えが重要です。

しやう しやてちやう しんたいしやうがいしやてちやう あい てちやう せいしんしやうがいしやほけんふくしてちやう なんびやうじゆきやうしやしやう
障がい者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）や難病受給者証を

も かとてんとうぼうしきぐと と つ おこな むすか かと したく ほうもん ほんにん か
お持ちで、家具転倒防止器具等の取り付けを行うことが難しい方のご自宅を訪問し、ご本人に代

わって器具等の取り付けを行います。

くわ ようけん と あ
詳しい要件についてはお問い合わせください。

とりつけしえん せたい かいりやう せたい かく だい
取付支援は世帯で1回利用でき、1世帯につき家具3台まで、

だい かく と つ てんとうぼうしきぐ
1台の家具に取り付けることができる転倒防止器具は

1種類です。器具等のご自身でご用意ください。



4月から紙おむつのごみ出しの仕方が変わります！

現在、紙おむつは可燃ごみとして有料の指定収集袋（黄色）で収集していますが、4月から可燃ごみの日に、任意の透明又は半透明のポリ袋に入れ、油性ペンで「おむつ」と袋に表示することにより、出せるようになります。

紙おむつだけが対象となりますので、他のごみを混ぜて出さないようにお願いします。
平成31（2019）年度ごみリサイクルカレンダー、ホームページ、広報こまえ及びツイッターなどでもお知らせいたします。
詳しいお問い合わせは清掃課（TEL03-3488-5300）までご連絡ください。

職場体験実習をしてみませんか？

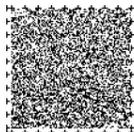
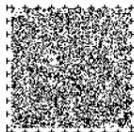


市では平成30年度より一般企業への就労を目指している障がいのある方の訓練の場として、市役所内で職場体験実習を行っています。実習を通じて就労訓練ができます。市内在住でサポートに登録している方であれば申し込みます。ご希望の方はサポートまでご連絡ください。
実習日数：6日間（午前10時～午後3時 1日4時間）※実習日程は広報等でお知らせします。
実習内容：事務補助（封入・封かん、スタンプ押し、紙折、イベントや会議資料のセット等）
お申し込み：粕江市障がい者就労支援センターサポート TEL 03-5438-3533

障がい者就労支援施設自主製品等PRパンフレットを作成しました

市内の障がい者就労支援施設では、原材料にこだわった手作りの食べ物や製品の販売、封入・封かん作業やポストイング、清掃などの作業の請負を行っています。市民の方や企業の方から障がい者就労支援施設へ発注していただくことで、障がいのある方のお給料（工賃）に反映され、社会参加・自立した生活を送るための一助となります。

当パンフレットは、市役所2階福祉総合相談窓口や市内公共施設等で配布していますので、ぜひお手にとってご覧ください。



点字プリンターと点字シールを 活用してみませんか？



★点字プリンターを利用するには？

点字プリンターのご利用には登録が必要です。個人、団体のどちらでも登録ができます。
パソコンの操作ができる方であれば点字プリンターは使えます。
また、市からのお知らせを点字資料にしたい場合や公共施設の備品に点字シールを付けてほしい等のご要望やご相談もお気軽にご連絡ください。



＜お問い合わせ先＞ 利用登録・ご相談等 高齢障がい課 障がい者支援係

利用予約・利用場所 こまえくぼ1234（TEL03-5761-5556）

点字付封筒の利用の募集をしています！

市から届いた封筒であることが分かるように一部の通知には、「粕江市〇〇課」と記載された点字シールを封筒の右下（原則）に貼り、送付しています。利用希望の方は申請が必要です。

マル障・難病受給者証等用の点字シールを配布しています！

視覚障がいのある方が、各種医療費助成制度の受給者証をより使いやすくするために点字シールを作成しています。お気軽にお声掛けください。

★点字付封筒、マル障・難病受給者証等用の点字シールのお問い合わせは
高齢障がい課 障がい者支援係まで。

還付金詐欺にご注意ください！



市役所職員をかたる還付金詐欺が多発しています。「医療費過払いのため、お金を返します」、「手続きされていないがATMで手続きすれば間に合う」と言い、ATMに誘導したり、キャッシュカードを預かりに来ます。また、「難病手当の申請がされていない」という内容の詐欺電話も市内にかかってきています。市役所から還付金手続きがされていないという確認の電話は絶対にしません。

「還付金がある」という電話には十分ご注意ください。

